税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室㉑②〕源泉所得税関係

令和７年分の年末調整における留意事項について

Q．令和７年度税制改正による所得税の見直し等による令和７年分の年末調整における留意事項について教えて下さい。

A．令和７年分の所得税について、令和７年12月に行う年末調整の際には、次の内容に注意してください。

① 従業員の方に、改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がいないか確認してください（改正により新たに扶養控除等の対象となった親族等がいる場合には、「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けてください。)。
⇒ 以下⑴を参照。

② 特定親族特別控除の適用を受けようとする従業員の方から、「給与所得者の特定親族特別控除申告書」の提出を受けてください。
⇒ 以下⑵を参照。

③ 改正後の基礎控除額や給与所得控除額等に基づいて、年末調整の計算をしてください。
⇒ 以下⑶～⑸を参照。

⑴ 扶養控除等(異動)申告書の受理と内容の確認

令和７年12月１日から、給与所得控除額及び扶養親族等の所得要件が改正されます。

この改正により、新たに扶養控除等の対象となる扶養親族等を有することとなった従業員の方は、その旨を記載した「令和７年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」を、給与の支払者に提出することとなります。

なお、従業員の方は、この申告書を、原則として令和７年12月１日以後最初に給与の支払を受ける日の前日までに提出することとなりますが、年末調整を行う時までに申告書の提出があれば、その申告に基づいて年末調整を行うことができますので、従業員の方に申告を忘れないよう周知してください。

㈱ 「令和７年分給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記載する事項に変更はありませんが、様式裏面の注意事項等が改正前の内容となっている場合がありますのでご注意ください。

⑵ 特定親族特別控除申告書の受理と内容の確認

年齢19歳以上23歳未満で、合計所得金額が58万円超123万円以下の親族(里子を含み、配偶者、青色事業専従者として給与の支払を受ける人及び白色事業専従者を除きます。) を有する人は、新たに「特定親族特別控除」を受けることができることとされました。

年末調整においてこの控除の適用を受けようとする従業員の方は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までに「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を給与の支払者に提出することとなりますので、従業員の方に申告を忘れないよう周知してください。

㈱ 次のように、特定親族特別控除の適用を受けられないことがあります。

1　２人以上の居住者の特定親族に該当する親族がいる場合、その親族は、これらの居住者のうちいずれか１人の特定親族にのみ該当するものとみなされます。

2　居住者の特定親族に該当する親族が他の居住者の配偶者特別控除の対象となる配偶者にも該当する場合には、その親族は、これらの居住者のうちいずれか１人の特定親族又は配偶者特別控除の対象となる配偶者にのみ該当するものとみなされます。

3　親族の双方がお互いに適用を受けることや、この控除の適用を受けている親族を特定親族として適用を受けることはできません。

⑶ 基礎控除申告書の受理と内容の確認

基礎控除額が改正されました。このため、従業員の方から提出された「給与所得者の基礎控除申告書」に、その合計所得金額に応じた基礎控除額が正しく記載されていることを確認してください。

⑷ 配偶者控除等申告書の受理と内容の確認

給与所得控除額が改正されました。このため、配偶者に給与所得がある場合には、改正後の給与所得控除額を適用して算出された合計所得金額に応じて、配偶者(特別)控除額が正しく記載されていることを確認してください。

㈱ 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例についても、必要経費に算入する金額の最低保障額が引き上げられましたので、注意してください。

⑸ 年末調整の計算をする上での留意事項

法人会　無料会員相談室実施中　くわしくは事務局まで

イ「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」の改正

「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」が改正されました。

令和７年12月に年末調整の計算をする際には、改正後の「年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」を使用してください。

ロ　基礎控除額(改正後)の控除

基礎控除額が改正されましたので、上記(3)により従業員の方から提出を受けた「給与所得者の基礎控除申告書」を基に、基礎控除額を控除してください。

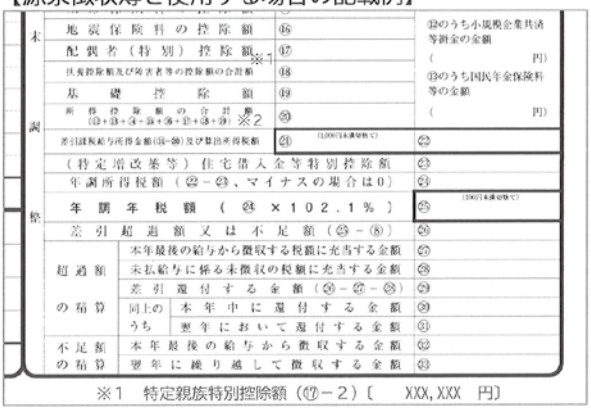
ハ　特定親族特別控除額の控除

特定親族特別控除が創設されましたので、上記(2)により従業員の方から提出を受けた「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を基に、特定親族特別控除額を控除してください。

なお、令和６年９月から国税庁ホームページに掲載している「令和７年分給与所得に対する源泉徴収簿」右側の「年末調整」欄は、特定親族特別控除の適用がある場合の計算に対応していません。このため、特定親族特別控除の適用がある場合で、この源泉徴収簿を使用するときは、下記の記載例のように余白部分を用いる等して、年末調整の計算を行ってください。

また、特定親族特別控除の創設に伴い、令和７年12月以後の「給与所得の源泉徴収票」が改正されました。特定親族特別控除の適用がある場合には、給与所得の源泉徴収票に特定親族特別控除額等を記載してください。

【源泉徴収簿を使用する場合の記載例】



※1　特定親族特別控除の適用がある場合は、余白部分にこのような欄を設けて控除額を記載する等してください。

※2　特定親族特別控除の適用がある場合は、その控除額を加算してください。

（税制委員会：山口優子、木下茂登次、蒲生浩明　グループ稿）（監修：関東信越税理士会　松本支部）

人ねふるさと！

旧国鉄篠ノ井線廃線敷遊歩道（安曇野市）
～地元有志の力で整備された遊歩道～

旧国鉄篠ノ井線廃線敷遊歩道は、明治時代に開通し長きにわたり地域の人と貨物の足を務め、1988年に新しい線路が開通した時に廃線となった線路跡を活用した遊歩道です。今では地域の観光資源ともなっているこの遊歩道ですが、廃線後には整備もされず歳月とともに荒廃が進んでしまったそうです。そうした中、地元有志によるボランティア組織が結成され、行政の補助金などを活用し、少しずつ整備を進めトレッキングにも利用できる約６kmの遊歩道が整備されました。

直線的で歩きやすいと評されるこのコースは、かつて地滑り防止のため「鉄道林」として植林された約３万本ともいわれるケヤキに囲まれ、足元に枕木はなく多くの石が敷かれています。コース中には大小５つのトンネルがあり、そのうち２つはレンガを積んだトンネルです。表紙に写真を掲載しました全長53メートルの漆久保トンネルは、中に入ると足音が壁に当たり響く独特な雰囲気。静寂な中に、タイムスリップしたような懐かしさを覚えます。



この記事をお読みいただいている11月初旬は例年ならばまだケヤキの紅葉が素晴らしい時期です。かつての人々の暮らしに思いを馳せながら、豊かな自然の中素敵な時間を過ごしに訪れてみてはいかがでしょうか。　**（上兼健司編集委員）**